

○宮崎大学農学部技術部運営委員会規程

〔平成24年11月19日  
制 定〕

改正 令和6年2月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学農学部技術部規程第10条第2項に基づき、宮崎大学農学部技術部運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる技術部に関する事項を審議する。

- (1) 技術部の運営の管理及び基本方針に関すること。
- (2) 技術部の人事の方針策定に関すること。
- (3) 技術職員の資質向上に関すること。
- (4) その他技術部の運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 技術部長
- (2) フィールド科学教育研究センター長
- (3) 附帯施設長
- (4) 事務長
- (5) 総括技術長
- (6) グループ技術長

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、技術部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

- 2 委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができ

る。

(事務)

第6条 委員会の事務は、フィールドセンター事務係において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年11月19日から施行する。
- 2 宮崎大学農学部技術部運営委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。